

議 事 録

会 議 名	令和5年 第2回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和5年2月24日(金)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8番 磯川 浩 委員：1番 市川 幹雄 2番 三留 清一 3番 福岡 喜輝 4番 中村 基寛 5番 藤井 薫 6番 金子 隆夫 <div style="text-align: right;">計7名</div>		
欠席委員	7番 相田 孝		
農業委員会事務局	事務局長：富田清彦 副主幹：渡辺和宏 主査：前田大樹 主任主事：吉岡聡巳		
傍聴人	無		
議 事	日程 第1 農地法第3条の規定による許可申請について 日程 第2 農地法第5条の規定による許可申請について 日程 第3 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について 日程 第4 非農地証明願について 日程 第5 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第6 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の合意解約について 日程 第7 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について 日程 第8 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、令和5年 第2回定例総会を開会いたします。 出席委員は8名中7名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 本日の議事録署名人に、5番と6番を指名いたします。</p> <p>会 長：初めに、日程第1、農地法第3条の規定による許可申請について、議案番号4号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号4号を朗読) (説明) 当案件は、位置図にありますとおり一之宮地域内にある農用地区域内農地2筆です。耕作者は譲受人ほか2名で、茅ヶ崎市内で水稻や露地野菜を作付けしており、茅ヶ崎市農業委員会が発行する耕作証明を添付しています。また、譲受人はトラクターや田植え機、稲刈機等を所有しています。自宅から当該地までの通作距離は約3.6kmで、車で約14分です。また、耕作する農地の面積は、当該申請により取得する農地と合わせて、寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えることとなり、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。</p> <p>会 長：続いて、地区担当農業委員である4番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明いたします。</p> <p>4 番：2月14日に事務局職員と現地確認をしました。現地はきちんと手入れされており問題ないと思います。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号4号について、</p>		

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号4号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。次に、日程第2、農地法第5条の規定による許可申請について、議案番号5号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号5号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり大蔵地域内にある市街化調整区域内農地1筆で、転用事業の内容は車両置場です。中古車販売や自動車修理を営んでいる譲受人が、事業拡大により現事業所の車両置場が手狭となっていることから、新たな車両置場を確保するために当該地を転用するものです。譲受人は、転用工事を実施する資力があり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区分は、第3種農地です。許可の基準としては、原則許可となります。

会 長：続いて、地区担当農業委員である5番から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

5 番：2月14日に事務局職員と現地確認をしました。当該申請地は、県道丸子中山茅ヶ崎線より神奈川石油のスタンドを東に100m程入った場所に位置しております。いままでも譲渡人が耕作しきれずに、半分近くを家庭菜園として利用されておりました。また、本人も以前から高齢により耕作をやめるとの話をされており、現在は耕作されておりませんので、譲渡もやむを得ないものと思われま。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号5号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。次に、日程第3、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、議案番号6号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号6号を朗読)

(説明) 本案件は、令和4年第12回定例総会で意見決定し、令和5年1月20日付け転用許可済みの案件です。許可された内容としましては、申請地隣地にある児童福祉施設の施設利用者である児童のための運動場への転用です。整備前のため現況は農地です。変更内容としましては、当運動場の一部を施設利用者の送迎用の駐車場にするものです。当初の許可決定後、運動場を整備することについて、当福祉施設が利用者説明会を行ったところ、利用者の保護者から児童を送迎する際の駐車場を整備してほしいと要望があったことから、当変更申請に至りました。

会 長：続いて地区担当農業委員である3番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

3 番：許可済みの案件について、一部を駐車場に計画変更するということです。現在は保護者送迎用駐車場がないため、路上駐車して児童の送迎を行っているとのことですので、安全上の観点からも駐車場は必要な施設であると

考えますので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号6号は原案のとおり変更を認め、意見書を添え、県に進達することに決定いたします。

続いて、日程第4、非農地証明願について、議案番号7号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号7号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり田端農業振興地域内にある農地2筆です。申請地は、少なくとも平成19年から、駐車場及び資材置場の一部として使用していました。その後申請者が相続し、農地法違反であることが判明したため申請に至りました。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区分は、駐車場が第3種農地、資材置場が第1種農地です。第1種農地は原則転用許可できない農地ですが、農地法施行規則第35条第1項第5号の規定により、「既存の施設の拡張」の場合、例外的に許可できるとされています。当該申請地は、転用許可済の資材置場に隣接し一体的に利用されており、当資材置場の拡張と考えられることから、その転用目的が農地転用の許可基準となる立地基準に適合することとなります。農地への復元が難しく、他の農地に影響はないと思われまますので、非農地証明交付はやむを得ないとしました。

会 長：続いて地区担当農業委員である7番が欠席のため、近隣地区担当農業委員である4番から補足説明をお願いします。

4 番：7番が事務局職員と現地確認した内容について、7番本人から説明を受けておりますのでお伝えします。農地への復元は難しく他の農地への影響もないと思われることからやむを得ないとのことでございます。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号7号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。次に、日程第5、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号8号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号8号を朗読)

(説明) 当該地は小谷地区にある農業振興地域内農地の1筆で、現況は畑です。期間については5年間で、借り手はトラクターやハンマーナイフなどを保有しています。

会 長：続いて、地区担当農業委員である5番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

5 番：2月14日に事務局職員と現地確認をしました。当該申請地は、前回総会の議案第3号と同一の借り手の方で、その土地に隣接しております。現状は耕作されておられませんので、当該地を農地として利用することは好ましいことで、特に問題ないものと思われま

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号8号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。続いて議案番号9号から15号の7件を一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号9～15号を朗読)

(説明) 当該地は、一之宮地区にある農用地区域内農地3筆及び市街化調整区域内農地3筆と、大曲地区にある農用地区域内農地3筆の、合計9筆です。現況については全筆田で、期間については3年間です。借り手はトラクターや田植え機、コンバインなどを保有しています。

会 長：続いて、地区担当農業委員である4番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

4 番：2月14日現地確認をしました。現地はしっかり管理されておりました。借り手は法人であり、近隣で実績もあるので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号9号から15号の7件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号9号から15号までの7件は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。

次に、日程第6、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の合意解約について、報告番号13号の1件について事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局：農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定がされていた農地について、借り手の都合により、貸し手との合意のもと利用権を解約する旨の通知が町へ提出されましたので報告します。通知については議案書のとおり1件、1筆です。

会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告事項については了承されたことといたします。

次に日程第7、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告番号14号から16号の3件、日程第8、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告番号17号及び20号の4件、以上、一括して事務局より報告事項の説明をお願いします。

	<p>事務局：農地法第4条第1項第8号の規定による届出については、議案書のとおり3件、農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、議案書のとおり4件それぞれ届出がありました。</p> <p>いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告事項については了承されたことといたします。</p> <p>最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。 (特になし)</p> <p>会 長：では、以上をもって、令和5年第2回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 令和5年第2回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 藤井 薫 議事録署名人 金子 隆夫

本議事録は、令和5年3月24日、承認・署名を得て確定しました。